

税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（個別通達）改正

新	旧
第3章 業務関連業務	第3章 業務関連業務
第4節 通関関係手続	第4節 通関関係手続
(関税割当証明書の提出猶予の申請)	(関税割当証明書の提出猶予の申請)
4 27	4 27
(1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、 <u>関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000号）又はメキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000-2号）又はマレーシア協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000-3号）</u> に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。	(1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、 <u>関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000号）又はメキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000-2号）</u> に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。
(2) (省略)	(2) (同左)